

大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため 配慮すべき事項についての意見

1 大規模小売店舗の名称

(仮称)ドラッグコスモス下万呂店

2 大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく市町村からの意見【田辺市】

- (1) 来客が殺到するオープン時や特売日等は、周辺道路へ交通の支障を来すことがない様に交通整理員の増員配置をすること。
- (2) 閉店時間帯は青少年等の溜まり場とならない様、駐車場の出入り口の閉鎖措置をすること。
- (3) 駐車場出入口付近での事故防止の観点から、入口専用と出口専用に分けること。
- (4) 駐車場及び道路を含めた範囲を映している防犯カメラの設置をすること。
- (5) 駐車場内の速度抑制のため、横断歩道、店舗出入口付近にハンプの設置をすること。
- (6) 道路に進入する際の交通事故防止のため、看板を設置すること。
- (7) 店舗南西側の駐車場内の通行は、一方通行とし、併せて標示もすること。
- (8) 操業に伴う騒音・振動の発生防止に十分留意し、周辺住民の生活環境に影響を与えることの無いよう、また周辺住民及び事業所等からの苦情が出ることの無いよう、十分な配慮をすること。

※大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づく住民等からの意見はありませんでした。